

四日市コンビナートにおける水素関連事業可能性検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 臨海部コンビナートを中心に産業都市として発展してきた本市には、水素関連の技術を有し、製造を行っている事業所や、様々な製品の製造過程での副生水素を有する事業所も立地している。これら水素関連の技術や産業基盤の強みを活かすことで、将来に向けてより優位性のある新事業の展開を探り、本市のものづくり産業のさらなる集積と高度化を図ることを目的として、四日市コンビナートにおける水素関連事業可能性検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 四日市コンビナートにおける水素の製造状況
- (2) 四日市コンビナートにおける副生水素の余剰及び既存の水素製造設備の余力を活用した新事業
- (3) 次なる水素社会の実現に向けての可能性
- (4) 上記にかかる行政の効果的、効率的な関与の方策
- (5) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱、又は任命の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、学識経験者が務める。

2 委員長は、委員会の会議の議長を務める。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を充てることができる。

(関係行政機関の職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、商工農水部商工課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。